

第5回
大野郡5町2村合併協議会
会議録
(再開)

第5回大野郡5町2村合併協議会議事録

開催日時	平成15年12月9日(火)午後1時30分～午後3時30分
開催場所	大原総合体育館1階サブアリーナ
出席者	別紙名簿
経過報告	(経過報告)
議 事	<p>報告事項</p> <p>報告第14号 大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正について</p> <p>報告第15号 平成14年度大野郡5町2村合併協議会会計歳入歳出決算報告及び監査報告について</p> <p>報告第16号 合併重点支援地域指定に係る県への事業要望について</p> <p>協議事項 (継続協議)</p> <p>協議第6号 新市の事務所の位置について 「協定項目第4号」</p> <p>協議第7号 議員の定数及び任期の取扱いについて 「協定項目第6号」</p> <p>協議第8号 慣行の取扱いについて 「協定項目第20号」</p> <p>(新規協議)</p> <p>協議第9号 町名・字名の取扱いについて 「協定項目第19号」</p> <p>協議第10号 男女共同参画の取扱いについて 「協定項目第22号」</p> <p>提案事項</p> <p>協議第11号 地方税の取扱いについて 「協定項目第8号」</p> <p>協議第12号 一般職員の身分の取扱いについて 「協定項目第9号」</p> <p>その他 第6回大野郡5町2村合併協議会の日程について</p>
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦刈 幸雄

会 議 次 第

協議会新役員あいさつ

委嘱状交付

1. 再開の宣言

2. 経過の報告

3. 経緯説明

4. 議事録署名人について

清川村議会 議長 森 義 光	朝地町新市まちづくり委員会 委員長 森 憲 一
-------------------	----------------------------

5. 議事

報 告

- 報告第14号 大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正について
報告第15号 平成14年度大野郡5町2村合併協議会会計歳入歳出決算報告
及び監査報告について
報告第16号 合併重点支援地域指定に係る県への事業要望について

協 議

< 継続協議 >

- 協議第6号 新市の事務所の位置について 「協定項目第4号」
協議第7号 議員の定数及び任期の取扱いについて 「協定項目第6号」
協議第8号 慣行の取扱いについて 「協定項目第20号」

< 新規協議 >

- 協議第9号 町名・字名の取扱いについて 「協定項目第19号」
協議第10号 男女共同参画の取扱いについて 「協定項目第22号」

提 案

- 協議第11号 地方税の取扱いについて 「協定項目第8号」
協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて 「協定項目第9号」

その他

- 第6回大野郡5町2村合併協議会の日程について

6. 閉会あいさつ

第5回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成15年12月9日開催）

町村名	職名	氏名	備考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	監事
	清川村議会議長	森 義 光	
	清川村新市まちづくり委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	毛 利 國 彦	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城 井 学	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	山 村 昭 三	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐 藤 忠 憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満 男	
事務局	局長	赤 嶺 信 武	
	次長	倉 原 浩 志	
		田 北 厚 生	総務班
		江 藤 喜 啓	企画部会
		和 田 裕 之	産業部会
	局員	佐 保 正 幸	総務部会
		後 藤 将 彰	
		清 水 康 士	企画部会
		戸 上 守	民生部会
		内 田 健 児	
		関 谷 隆 一	
		衛 藤 成 史	文教部会
		佐 藤 浩	
		衛 藤 恒 範	産業部会
	隈田原 勇 次	建設部会	
首 藤 英 治	総務班		

第5回大野郡5町2村合併協議会
(平成15年12月9日(火)13:30~)

赤嶺事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたのでただいまから始めさせていただきます。まず今日ご参加の皆様方をお願いを致します。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードで切り替えをお願い致します。

それでは最初に協議会の新役員が決定しておりますので、それぞれ会長、副会長のごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、皆さんこんにちは。本日は何かとお忙しい中を委員の皆様方におかれましては、再開の運びとなりました第5回大野郡5町2村合併協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。協議会の再開の前にあたりまして会長として一言ごあいさつを申し上げます。まずは犬飼町町政混乱の收拾のために準備期間のままならぬ中で町長選立候補を英断され、大野郡はひとつという強い信念のもとで、見事ご当選をされました山村町長に心からお祝いを申す次第でございます。誠にありがとうございます。また昨日は三重町議会におきまして大野郡5町2村合併協議会における協議再開についての議案が賛成多数で可決をされました。この議案につきましては、去る7月14日の三重町議会の議決事項を、事実上失効させるものでございます。これらによりまして大野郡5町2村の合併協議会は本日を期に名実共に再出発できるものと確信を致しております。これまでご指導ご支援をいただきました大分県知事をはじめとする県の関係者の方々、そして温かく見守っていただきました住民の皆様がこの場をお借りいたしまして心から感謝とお礼を申し上げます。今後につきましては、同席を致しております副会長の山中緒方町長さん、それから高野千歳村議会議長さんに補佐をしていただきながら、合併特例法の期限であります平成17年の3月末までの合併を目指しまして全力を傾注し、合併に取り組んでまいり所存でございます。また大野郡5町2村の住民の方々にとりまして誇りと希望の持てる地域づくりを創造しながら真に実りある合併を目指す所存でございます。今後とも委員皆様方のご支援ご協力を切にお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

赤嶺事務局長

続きまして副会長の山中緒方町長です。

山中副会長

こんにちは。引き続き副会長の職をおおせつかりました緒方町の山中でございます。会長を補佐しながら、平成17年3月に向けて努力邁進していきたいと思っております。皆様方のご協力を改めてお願い申し上げます。ごあいさつに代えたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

高野副会長	皆さんこんにちは。千歳村議会議長高野であります。これから5町2村合併に向けてあたるわけではありますが、会長を補佐し、また皆さん方と共に士気を高めまして一緒に頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。どうも。
赤嶺事務局長	続きまして委嘱状を交付致します。犬飼町の新市まちづくり委員会の委員長が変わりましたので、会長より委嘱状の交付を致します。よろしくお願い致します。
芦刈会長	<p>それでは委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>《委嘱状》</p> <p>犬飼町新市まちづくり委員会委員長佐藤忠憲様あなたを大野郡5町2村合併協議会委員に委嘱します。平成15年12月9日大野郡5町2村合併協議会会長芦刈幸雄どうぞよろしくお願い致します。</p>
赤嶺事務局長	ありがとうございました。続きまして会議次第にはございませんが、本日11時半より大野郡5町2村の連絡会議をこの第2研修室で行いましたので、そのことにつきまして町村会長であります朝地町の羽田野町長よりご報告をお願いします。
羽田野 朝地町長	<p>それでは私のほうから先ほど行われました大野郡5町2村の連絡会議の報告を致したいと思います。ご存知のように昨日三重町議会が行われました。今朝の新聞では合同新聞でいろいろと報道されております。そういう課題を抱えた中での今日の再開ということになるわけですが、やはりその前にお互いに各町村はいろいろな課題があるわけですから、そういう課題を乗り越えて今日の再開をスムーズにさせていきたいということのなかで町村長、それから各町村議会議長、それから各町村の合併問題の特別委員会の委員長さんそういう方々に集まっただいて議論をしたところでもあります。結論と致しましては県がお示ししていただきました合併の再開、協議再開のための申し合わせ事項、これはやはり遵守をして、その中で前段にありますように共存共栄互譲の精神でこれから大野郡5町2村の合併に向けてお互いに真摯に取り組もうじゃなからうかという結論であります。その中ではお互いに今後は言いたいことは言おうじゃないか、そしてお互い信頼関係をもってこの5町2村の合併に向けて誠心誠意取り組んでいこうということも再確認をしたところでもあります。これからは5町2村の合併が法定期限内に合併に向けて実現しますようお互いに横の連絡を取りながら頑張っていく決意であります。皆さんにこういうことを申し上げまして、今後のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でご報告にかえさせていただきます。終わります。</p>
赤嶺事務局長	はい、ありがとうございました。これからの会議の次第につきましては協議会規約第10条第2項によりまして協議会の会長が

議長ということになっておりますのでよろしくお願い致します。

芦刈会長

それでは会議次第に従いまして進行させていただきます。委員の皆様方のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に開会の宣言でございますが、第5回の協議会をこれより再開致します。続きまして経過の報告でございますが協議の再開にあたりまして犬飼町、それから三重町から経過の報告の申し出がありましたので報告を受けたいと思います。それでは経過の報告を犬飼町さんのほうからよろしくお願い申し上げます。

山村 犬飼町町長

犬飼町の山村でございます。まず私事ではありますが、大野郡の皆様には私の選挙戦に対し何かとご心配を頂き、また力強いご支援頂きましたことに対して厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。さらに本町のこれまでの混乱により、大野郡の皆さん方には大きなご迷惑をおかけしてまいりましたことについても改めてお詫び申し上げます。私は選挙で一貫して大野郡はひとつと訴えて当選の栄に俗することができました。これからは大野郡5町2村の合併がスムーズにいくよう皆さん方と手と手を取りあって進めていく所存であります。改めましてよろしくお願い申し上げます。

さて、犬飼町のこれまでの経過の報告ではありますが、私が町長就任後12月2日には犬飼町議会全員協議会の開会をお願いし、ご覧いただいている協定書について調印したいという私の考えを申し上げご相談致しましたところ調印することに、皆様方のご理解をいただきました。

12月5日には本町の駐在員会を開催しましたが、この席でもご覧いただいている協定書についても駐在員の方の理解を求め、特に反対意見もなくご理解をいただきました。

早速午後4時30分から県庁副知事室において副知事、大野郡4町2村の町村長さんの立会いのもとで大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項の協定書に調印を済ませたところでございます。

また翌日は犬飼町新市まちづくり委員会を開催、本日委嘱を受けました佐藤忠憲委員長をつくって頂き大野郡5町2村の平成17年3月31日合併に向けて、再出発の運びとなりました。以上本日に至るまでの犬飼町の経過をご報告いたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続きまして三重町の生野議長さんよろしくお願い致します。

生野 三重町議会議長

三重町の生野でございます。三重町から昨日の町議会定例会で行われました協議再開にあたっての議決の件についてご報告申し上げます。本町は本年7月4日の合併協議会において離脱を表明し、7月14日の町議会において協議会のいったん廃止を含む今後の合併の基本方針を議決してきたところでございます。

今度の協議再開にあたり昨日、町議会において町執行部より県との調整のうえ、関係町村と署名調印した申し合わせ事項を基本

方針とする大野郡5町2村合併協議会における協議再開について提案を受け賛成多数でこれを議決したところであります。以上ご報告を申し上げますとともに本町と致しましてはこの議決を受け、関係町村との合併は特例法の期限内に達成できるように協議を進めてまいり所存でございますので今後ともよろしくお願いを申し上げ、報告と致します。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして3番目の経緯の説明を事務局より致します。赤嶺局長説明をお願いします。

赤嶺事務局長

それでは会議次第3ページをご覧くださいと思います。7月4日第5回の協議会は協議中断をしまして、それ以降11月7日三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村の4町2村の首長と石川副知事が立会いで調印式を行っております。11月13日に第9回町村長連絡会11月18日に合併協議会再開に向けた準備会議を行っております。ここで協議事項と致しまして事務レベル協議再開の確認、それから大野郡5町2村合併協議会の開催日程について協議をされました。11月27日には建設部会を行っております。そして同日情報システム統合プロジェクトチーム会議も行っております。11月28日には第4回の幹事会を行っております。12月1日事務局体制が変わりましたので辞令を交付を行いました。後ほどご紹介をさせていただきます。12月3日民生部会12月4日文教部会、そして12月5日の日に犬飼町が大野郡5町2村の合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項に石川副知事の立会いの下、調印しております。当日町村長連絡会そして財政担当者会議を行っております。本日、第5回の協議会が中断後の協議会が開催をされているところでございます。それでは事務局の体制について少し紹介させていただきます。まず私12月1日で事務局長を仰せつかりました三重町から派遣されております赤嶺と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。続きまして新しくこられた方をご紹介いたします。緒方町から派遣されております田北であります。

田北事務局次長

よろしくお願ひ致します。

赤嶺事務局長

12月1日新任で新しく派遣されました。続きましてこれまで次長でありましたが県から派遣されてます倉原さん。

倉原事務局次長

よろしくお願ひ致します。

赤嶺事務局長

そしてこれまでどおり朝地町からの和田さん、次長です。

和田事務局次長

お願いします。

赤嶺事務局長

そして新しい次長として三重町から江藤であります。

江藤事務局次長	よろしく申し上げます。
事務局長赤嶺	ほか事務局員についてはこれまでと変わっておりません。そしてこれまでの11月30日までに緒方町から派遣されていた菅原元局長がおみえですのでちょっとご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
菅原元事務局長	はい、今ご紹介いただきました菅原でございます。12月1日付けで緒方町のほうに戻るようになりました。任意協議会の時代から大変お世話になりました。ありがとうございました。
赤嶺事務局長	はい、ありがとうございました。 以上までがこれまでの経緯であります。
芦刈会長	はい、それでは続きまして議事に進みますが、その前に議事録署名人についてお願いをしたいと思います。清川村議会の森議長さん、それから朝地町新市まちづくり委員会の森委員長さん2名にお願いを致します。よろしく申し上げます。 それでは早速でございますが議事に入らせていただきます。報告と致しまして報告第12号大野郡5町2村合併協議会事務局規定の一部改正について事務局より報告を申し上げます。事務局報告をお願いします。
赤嶺事務局長	はい、今会長が12号とおっしゃったんですが、事前資料とちょっと違っておりました、申し訳ありません。会議次第の第14号につきまして事務局より報告を申し上げます。
倉原事務局次長	はい、事務局次長倉原であります。それでは私のほうから14号一部改正ご説明いたします。お手元のA4の資料のほうですね。6ページをお開きください。6ページ報告第14号として載せておりますが事務局規定の第4条総務班及び企画調整班を総務班、企画調整1班及び企画調整2班に改めるという形にしております。これは先ほども申し上げましたけども調整項目もこれから非常に多くの調整項目を提案していかなければなりません。そのための事務局体制の整備ということでございます。それぞれの分掌表につきましては7ページ8ページ9ページに載せております。おおまかな点と致しましては総務班数人を次長兼班長ですが、田北次長が置かれたということと、企画調整班をまず新市建設計画に非常に関連の深い、企画・総務・建設これをひとつの班として、住民生活に非常に密着している産業・民生・文教をひとつの班としたという改正でございます。以上でございます。
芦刈会長	はい、大変失礼しました。報告第14号を大野郡5町2村の合併協議会規定の一部改正についてただいま事務局のほうから説明を申し上げましたが、何かご質問ご意見等がございましたらお受けしたいと思います。ありがとうございます。はい、ありがとうございました。それでは続きまして、報告第15号平成14年度大野郡5

田北事務局次長	<p>町2村合併協議会会計歳入歳出決算報告及び監査報告についてということで事務局のほうから歳入歳出決算の報告をお願いを致します。</p> <p>事務局次長の田北でございます。どうぞよろしくお願ひします。今の資料の続きで10ページ目以降をごらんください。平成14年度大野郡5町2村合併協議会会計決算報告をします。実際は平成15年3月1日から平成15年3月31日の1ヶ月間の決算になります。11ページを開けてください。まず歳入ですが、県交付金が予算額50万に対して、48万の収入、繰越金が50万の予算に対して、496,134円収入合計が976,134で、12ページに歳出を載せてます。歳出報酬につきましては、当初予算129,000で流用を4,000の減、予算現額125,000で委員報酬で124,200円の支出です。旅費については、48,000円の当初予算につきまして流用13,000円の減でございます。35,000円の予算に対して、34,660円の支出です。需用費につきましては、当初182,000円、流用で26,000円のプラス予算現額208,000円に對しまして、消耗品費等で185,713円で、役務費につきましては、当初20,000の予算に對しまして、通信運搬ということで19,929円の支出です。使用料及び賃借費につきましては、224,000円に對しまして流用1,000円プラス合計225,000円に對しまして事務室使用料等で224,956円の支出となっております。備品購入費につきましては当初397,000円流用で10,000円の減で予算現額が387,000円に對しまして、紙折り機等で386,400円の支出です。支出合計が975,858円、収入総額976,134円から支出総額975,858円を差し引きしますと276円の翌年度繰越額となっております。以上です。</p>
芦刈会長	はい、ありがとうございました。続きまして監査報告を致します清川村森村長さんよろしくお願ひします。
森 清川村長	それでは監査の報告を申し上げます。監査委員として大野町の清田議長さん、それと私であります。ぜひとも今後ともよろしくお願ひします。事務局より提出されました決算書ならびに収入命令書及び支出命令書、預金通帳、収入整理簿、予算差引簿を監査した結果、出納管理は適正になされていることを認めましたからご報告申し上げます。
芦刈会長	はい、ありがとうございました。ただいま平成14年度の会計の歳入歳出決算報告それから監査報告をいただきましたが、何かここでご意見、質問等がございましたらお受けしたいと思ひますが。
委員	なし
芦刈会長	よろしゅうございましたか。はい、拍手で決定をいただきたいと思ひます。 (拍手)

ありがとうございました。それでは報告16号合併重点支援地域指定にかかる県への事業要望について報告をお願いします。

倉原事務局次長

資料の15ページをお開きください。これはすでに前々回の協議会においてご報告を申し上げておる事業でございますが、今回県の16年度当初予算の作業スケジュール等の関係もございまして年内に国県事業分につきまして要望していきたいということでございます。参考までに大野地域の主要道路網を16ページに折込でつけておりますのでご一読いただければ幸いです。以上であります。

芦刈会長

はい。ただいま重点支援地域に関わる県への事業要望ということでご説明が行われましたが、何か質問ご意見等はございますでしょうか。ございませんか。はい、ありがとうございました。それでは協議事項に入らせていただきます。継続協議でございますが、協議第6号新市の事務所の位置について、協議第7号議員の定数及び任期の取扱いについて、協議第8号慣行の取扱いについて、それから新規協議といたしまして協議第9号町名・字名の取扱いについて、協議第10号男女共同参画の取扱いについて、以上5議案の協議事項を一括して事務局のほうから説明を致します。よろしくをお願いします。

江藤事務局次長

企画専門部会担当の江藤でございます。それでは私のほうから協議事項第6号、8号、9号、10号の4議案を一括でご説明をさせていただきますと思いますのでよろしくお願いします。なお、資料につきましては、A3の協定項目にかかる協議事項調整内容継続協議・新規協議とA4版でございますけれども、縦の協議事項この2種類を使いましてご説明申し上げたいと思います。まずA4の1ページ目をお開きいただきたいと思っておりますけれども協議第6号新市の事務所の位置について、これにつきましてはすでにご提案差し上げておりますけれども、まず1点目は新市の事務所は三重町におくということと、2点目は大野郡5町2村の合併を目指す平成17年3月31日までには新庁舎の建設が不可能であることから当分は現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。3番目が新市の事務所については本庁方式とするが、現三重町庁舎は老朽化しており本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため新庁舎完成までのおよそ5年間は暫定的な本庁方式実質総合支所方式を採用する。4番目新庁舎の建設工事については小委員会を設置し専門的具体的に調査検討する。5番目が小委員会の報告を待って協議会で最終決定をするということで提案いたしてございますが、A3の資料でございますけれども1ページ目をお開きください。本来事務所の位置、自治体の位置というのは、地方自治法第4条第1項で定められています。1ページ目の一番上の左に載せておりますけれどもそしてその事務所の位置の選定基準でございますけれども住民の利便にもっとも適合するように交通の事情、他の官公庁との関係等を考慮すべきであるというふうにされているところがあります。そして続きまして2ページをお開きいた

きたいと思いますけれども、2ページでございますけど2ページの右のほうの5番目新市の事務所の方式についてここで方式が3つございます。まず一つ目が本庁方式そして2点目が分庁方式例えば総務企画といった管理部門を本庁のほうにおいてあと、産業建設といった部分を今の役場の支所のほうにおくといったようなのが分庁方式であります。そして3番目が総合支所方式でございます。今の役場の業務をほとんどもちながら小さな本庁を作って全体的な集約はそこでしますけれど今の業務をほとんど残しますよ。といった部分が総合支所方式でございます。従って今の提案といたしましては、事務所は三重町において新しい事務所が出来るまでの間は当面の間、総合支所方式を採用しますよといったことを提案をすでにしているところでございます。続きまして第8号、大変すみません、1つずついきたいということでもありますので、第7条につきましては総務部会の佐保が提案させていただきます。

総務部会佐保

すみません、総務部会担当の佐保と申します。どうぞよろしくお願ひします。それでは私のほうから議員の定数と任期の取り扱ひ協定項目第6号についてご説明申し上げたいと思います。A4の資料の2ページをお開きいただきたいと思いますが、本項目につきましては4月24日にご提案を申し上げました。中身につきましては議員の定数及び任期の取扱いについては小委員会を設置し具体的に調査検討する小委員会の報告をまけて協議会で最終決定するというところでございます。少し中身についてふれておきたいというふうに思いますけどもA3の資料の5ページをお開きをいただきたいと思います。A3の資料の5ページには

芦刈会長

すみませんちょっと資料をみながら今見えていますのでちょっと待ってください。

総務部会佐保

よろしいでしょうか。建設協議審議協議と表に書いたA3の資料の5ページということでございます。その資料を見ますとその他で町村ごとの議員の定数そして現員数が上段のほうに記載してあります。ちょうど今月現在、大野郡の定数は98名、現員数が95名ということになっております。議員の任期につきましてもここに記載を致しております。ただ本年12月21日に清川村、それから緒方町が議員の選挙が執行されますけども、この選挙から清川村については定数が10名、緒方町については定数が14名ということで変わります。さらに犬飼町については来年の3月28日から定数12名ということで定数の移動があるということをお願ひいたします。それからその下に区分ということで書いておりますけれど、4月24日に合併の方式についてご確認をいただきました。大野郡5町2村は新設合併、対等合併ということをご確認いただいたところであります。従いまして合併をするときに議員の身分はそれぞれ執行をしていくということになります。そうすると法でいきますと大野郡の人口が43,000でございますから26人ということになります。そういうことで激減緩

和措置ということで合併特例法ではいくつかの特例が設けられております。その中身が中段に書いている区分の部分です。まず合併特例法を適用しない場合ということでございます。それについては、ただいま申し上げましたように合併市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が出席するそれから任期は5年とそして定数については、地方自治法第91条第1項の中で26人ということになっております。選挙期日については結審がきたら50日以内に行うということです。それから合併特例法の中で認められている特例や定数に関する特例と財務に関する特例この2点であります。真ん中のほう定数に関する特例を書いております。議員の身分につきましては同様でございます。任期についても4年ということで同様でございます。定数についてはこのときで特例法の特例措置を使いますと、法で26人の2倍までの52人のうちで定数を決定することができる、こういうことになっております。選挙は同じように設置の日から50日以内にとということでございます。それから財務に関する特例ということでこれにつきましては、合併関係町村の協議により合併後2年を超えない範囲に限り引き続き合併町村の議員として在任することができる、ということです。任期は今申し上げましたように2年を超えない範囲で協議の定める期間ということでございます。当然選挙は行わないということになります。あとひとつ先進事例を申し上げていきたいというふうに思いますけれど9ページをお開きください。これは4月の時点でご提案申し上げてこの間ずいぶん時間がたちましたが、ひとつ状況も変わっております。先進事例の中では在任特例を使っているケースがこれまでは大変多ございました。左の上のほうになりますけれど、さぬき市、あさぎり町、南アルプス、東かがわ市、こういうところは在任特例を使っていることとでございます。最近では定数特例と小選挙区制この併用をやっている先進事例もでございます。東宇和・三瓶町は四国の愛媛でございますが、そこがこの例になります。定数につきましては31名ということで決めておりますけどもその決まったことについては法定26人とそれぞれ人口区分の割合を応じた部分の人数を加えてそれぞれ構成町村の議員定数を決めてございます。さらに県下の中での協定がすんでおります佐伯につきましては、これは定数が44人ということで決定をいたしております。佐伯が22人ということで後残された南海部郡のほうで最低が2人ということとあと多いところでは5人ということとになっております。それからその下のところにつきましては在任特例を使った場合あるいは定数特例を使った場合が財源の削減効果の設定となります。それから5ページ右のほうには先ほどご提案申し上げました小委員会に関するその規程を載せております。これは3月26日の第2回合併協議会のほうで承認をされたものであります。小委員会の規程の中では小委員会の委員は必要に応じて、協議会の会長が協議会の委員を一から指名する。それから履行のなかで前項の委員のほか必要に応じて協議会の協議で定めたものを委員として変えることができる、というふうになっております。ただ県下の状況の中では、今11の協議会がございまして。現在8の協議会についてこの案件につ

いて、提案をしているところでありますけれども、小委員会を設置しているのが2つということで、後はまあこういう感じの中で議論をしているとこういうふうな状況のこの半年の中でされているということを報告しておきたいというふうに思います。以上です。終わります。

江藤事務局次長

続きますして第8号議案でございますけれども、慣行の取扱いについてご説明申し上げたいと思います。まずはA3のほうの11ページをお開きいただきたいと思います。ここで言います慣行とは新しくできます市の市章、そして市の花や木、鳥、そして新しい市の憲章や宣言そして行事、こうしたものをさしまして、いわゆる慣行ということでこの取扱いについてここで調整をさせていただいております。その内容につきましては、1点目が市章、市木、市花、憲章等については新市において速やかに定める。2番目宣言については現行の宣言を尊重し、新市において新たに定める。3番目慣例の各種行事については原則として現行の通りとするが、新市において調整する。4番目表彰については新市に移行後速やかに制度化を図る、ということでございます。その具体的な内容そして現況につきまして12ページからですね、現在大野郡5町2村がどういう町村章をつかっておりますのか、どういう花となっているのか、木となっているのかといった資料をつけさせていただいているところですが、そして14ページでございますけれども14ページには各町村の主な行事を掲載させていただいております。これは町勢要覧またはインターネット上のホームページに掲載があることについて列挙しておりますけれどもここでいう、企画専門部会が取り上げます行事とは下のほうに書いております。数少なくなっております。ここで定義といたしまして慣行の取り扱いについては町村実施主体のもののみを取り上げるということ、2点目が慣行、スポーツ・レク等についてはそれぞれ産業部会文教部会等で協議調整するものとする。また成人式、金婚式については文教部会で取扱うものとする。よってここでいう慣行の取扱いでいいますところの行事といえますのは、まちづくりの一環として地域コミュニティを造成するふるさとまつりだとか互例会だとか盆踊りだとかいうもののみを取り上げていくということをご確認をいただきたいと思います。あと15ページについてはそれぞれの表彰条例を載せております。こちらをご確認いただきたいと思います。続きますして第8号を終わらせていただきまして、協議第9号町名字名の取扱いにつきましてご説明申し上げたいと思います。A3の資料の18ページでございます。これについてもすでに提案しておりますけれども、実は総務省の見解が、通達がございます。大分県から総務省に確認した部分で少し内容が変わっておりますので、12月25日の協議会に再提案をしたいというふうに考えております。その主な変更点をちょっと触れさせていただきますと、ここのフレッシュランドがありますところの、三重町の大字百枝がございますけれども、この百枝という名称を変えなければ地方自治法260条の変更にはあたらないというふうにわれわれは考えてまいりました。しかしながら大字百枝

そのものが固有名詞になりますので、大字を取っても変更しなければならぬという国の見解でございます。今まで、すべて大字を取るということで提案してまいりましたけど、大字を取った場合には変更にあたるということになりますので構成町村の議会にかけなければならぬ、しかし市でありますから職務執行者の専決処分が必要であるということになる、まあこの点とあともう一点が事実上村をも残せることができたということでございます。例えば、それは大字名に含めてというふうになりますので、何々市清川村砂田、何々市千歳村新殿、という表現ができるということでございます、ただし、清川村砂田というのは、何々市大字清川村砂田、いわゆる大字名の部分にあたるというようなことでございますので、この点につきましてまた再提案させていただきますので、これにつきまして25日には提案できると思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして協議第10号でございますけど、今のA3の資料でいきますと25ページでございます。男女共同参画の取扱いでございますけど、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が施行されております。その後、平成12年12月には男女共同参画基本計画が閣議決定されております。それに伴いまして、県、市町村でも推進条例をつくる、その下で行動計画をつくるということが現在進行中でございます。そうしたことを受けまして、大野郡5町2村の協議会としましては男女共同参画の取扱いということではやはり今からこうした協定項目が新市の重要な施策であるという位置付けでこの協定項目にあげさせていただきました。その調停案としましては、男女共同参画社会実現に向け、合併後すみやかに条例の制定、計画の策定及び事業の推進に努めるということで提案をしております。26ページにある、これが大分県の推進条例を全て載せているところであります。そして、27ページからは、大野郡5町2村の男女共同参画の事務の取扱いについてです。28ページについては、どれだけ女性の議員さんがいるということも、女性の占める割合も掲載しているところであります。以上すでに提案した部分の説明を終わらせていただきたいと思ひます。

赤嶺事務局長

以上これまでに6、7、8、9、10号すでに提案をしておりますが、すでに本日、ここで9号を除きましてご決定をいただくのではなく、次回12月25日に協議会を予定しておりますので、改めてその日に協議確認を致したいというふうに考えております。協議第9号の町名・字名の取扱いにつきましては、幹事会のほうから再度協議をいただいて、25日に再度提案をすることで持っていくということで考えておりますのでどうかよろしくお願ひします。

芦刈会長

ただいま事務局のほうからご説明申し上げましたとおり協議第6号から6、7、8号、それから10号につきましてはすでに提案を申し上げますが、この間5カ月以上経っておりますから、再度協議いただき、次回12月25日にはご決定いただきたい。

それから第9号については再度幹事会に諮り直し、12月25日に再提案をしたいという事務局からの説明でございましたが、内容についての再度質問あるいは意見、あるいは先ほど申し上げましたこれからの行程等につきまして、質問意見がございましたら伺っておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

何かございませんでしょうか。よろじますか。ただいまの事務局の説明のとおり、決定をさせていただきます。拍手でよろしく申し上げます。（拍手）

それでは、続きまして提案事項に移らせていただきます。協議第11号地方税の取扱いについて、議題とさせていただきます。1項目ずつ説明してください。

総務部会佐保

はい、総務部会佐保です。協議第11号地方税の取扱いについてご提案を申し上げたいと思っております。ちょっと若干時間がかかりますので、省略して進めさせていただきます。資料につきましてはA3の資料の27ページまでのを使って行いたいと思っております。それからA4の資料の2ページまでのこの資料の、2つを使って説明をしてみたいと思っております。まず地方税の取扱いでございますけれども、1・2ページは総括の資料でございます。3ページ以降にそれぞれページ毎の協議対象となるような事を載せております。それで13ページのほうをお開きいただきたいと思っております。13ページに地方税の基本方針というものを載せております。合併協議で問題になるのがやはり税率や税額といったものが不均一であると、こういうことがポイントになってまいります。合併特例法の中では、やはり合併協議会で事前に取り決めることが適当であるということと合わせて、この合併直後の合併市町村においての正規の条例改正等の手続きをとっておくことが必要であるということが一番終わりのほうに書いております。そして、地方税の特例ということで、特例の中身を記載させていただいておりますけれども、ここで少し読み上げさせていただきますと、「合併関係市町村相互の間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担となって不均衡が生じると考えられる場合があります。このような場合には、合併特例法第10条の規定により、市町村の合併が行われた年度、それから5年間にわたっては、合併するわけでありますから、地域がそれぞれございますが、その地域で、違う税率の特例をしてもいいよと、こういうことが不均一課税でいうことになります。そして、下の方であります。市町村が合併していくわけでございますから、一体性を持っていく必要があると、さらに住民負担の公平を期することも考えなければならないということになります。そういう意味ではできるだけ短期間の間にその税率あるいは税額等が統一されるよう努力をしていくとそういうふうなことも必要であるということをごここでは書いてあります。それから、この部分の、減免の部分についての「合併関係市町村においてそれぞれ行われていた課税免除及び不均一課税につき、その取扱いを協議する必要があります。この場合、合併市町村が課税免除及び不均一課税を実施する内容の税条例改正等の手続きを行う必要があるということを書いてあります。それ

以降、ウ以降につきましては、それぞれ個々の税について、税については、地方税法が、町村の場合、原則適用されておりますから、それに基づいた基本的なことをそれぞれ載せております。ウについては、町村民税であります、その辺については、ご一読をお願いしたいと思います。エについては、固定資産税であります。オについては軽自動車税であります。それからカについては、町村たばこ税であります。これにつきましては、本年7月1日から、法律の改正が行われているところであります、四角の中にその部分について記載しております。それから、特別土地保有税について、これも今年の4月1日に法律の改正がございまして、15年度以後は当分の間課税停止と、14年度までは従前の例によるということになっております。それから14ページにつきましては、入湯税のことを書いてありますが、これでの該当は緒方町が該当になります。税率1人1日150円ということになっております。ただ、まあ先般新聞報道等によりますと、この150円を取る取らないというのを、これからは市町村のそれぞれ裁量に任せるという総務省の見解に出ているということも申し加えたいと思います。ケにつきましては三重町が該当でございます。それから鉱産税はコということを書いております。地方税の基本となる法律をこの後ずっと書いておりますが、これはまあそれぞれの部分で出てきますのでその部分で触れていきたいと思っております。それから14ページの右の部分で、先進事例ということ載せております。15ページには大分県の佐伯の例を載せております。特にまあ市が入ったケースでは、均一課税が行われていると、こういった先進事例ではなっております。次に16ページをお開きいただきたいと思いますが、納税組合制度について記載をいたしております。留意事項として、「納税組合は、一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、納税資金の貯蓄の斡旋等を行うことを目的として発足し」ということを書いております。しかし、今の段階となって、各町村にございますけども、地域組合のみが存続している状況にあるということ、そしてこの納税組合の目的は、税金の徴収率のアップに大きな貢献をしているということも事実であります。しかし、多くの自治体ではこの納税組合に対して、納税額の一定割合や一定額を「奨励金」などの目的で出してきた経緯があるわけですが、これは、平成10年1月に神奈川県の小田原市で裁判になったケースがございました。これは納税貯蓄組合法に違反するのではないかということで裁判になったわけですが、これについて、裁判所の判断とすれば、この法律に合わないということで、違法であるという判決を出しているということでございます。納税組合につきましては取扱いについて、合併までに廃止の方向で検討していくという例が先進事例の中では見受けられます。納税貯蓄組合法の中ではこの下の方で補助金の交付ということ載っておりますが、それぞれ組合の事務費を補う目的、あるいはその組合が使用した費用の金額を限度として、地方公共団体がお金を出す分については問題がないというふうになっていきますけども、そういう目的以外について出しているということについて違反、違憲である、という判断であります。納税組合の現況についても、本年3月31日現在の資料を各町村ごとに載せてあります。それから、かえっていた

だきますけども、3ページをお開きいただきたいと思います。具体的に特徴的な部分だけ申し上げておきたいと思いますが、3ページ、地方税の取扱い、住民税、(個人町村民税)でございますけどもそれにつきましては、それぞれ、納税義務者、それから、個人の町村民税の非課税範囲、個人均等割の税率の軽減の内容、均等割税率、所得割率、これらについては、7町村とも差異はございません。したがって、現行のとおりということになります。

ただし、納期については、三重町、清川村、大野町、千歳村、犬飼町は同様の納期をとっておりますが、緒方町については、第4期でその差異が出ています。したがって、この場合、地方税法及び市町村税条例準則の例にしたがっていくということで幹事会では、その案ということになっています。

それから、7番目に納税通知及び納税方法でございますけども、納税通知の方法についても、駐在員の方を通じてして配る方法あるいは納税組合を経由して配る方法ということでそれぞれ差異がございます。そこで、幹事会とすれば、納税組合の関係もございまして、納税通知の方法については、新市において自治会長の公務として行くと、納入方法については、口座振替を利用するというケースがほとんどでございます。それで、口座振替制度を採用することで、御提案をしていきたいというふうに思います。

それから、次に4ページでございますけども、法人町村民税でございます。でございます、法人税割引率、ここは、緒方町だけ12.80というふうな税率を適用しております。制限税率は14.7%ということでございますけど、他の町村は12.30%でありますから、幹事会とすれば、12.30%の税率を適用していくことで結論を見ております。後は7町村差異はございません。次のページ、5ページでありますけど固定資産税の関係でございます、上から1、2、3、4つ目までは差異はございません。5番目に課税標準の特例ということで不均一課税を町村独自で持っているところがあります。それは三重町ということになりますけれども国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテルに対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例ということで三重が設置を致しております。それぞれこの登録を受けることによって外国からくるお客さんに対して観光目的あるいは情報の提供とかです。ね建物の整備とかそういったところで税率を少しの軽減をして、施設整備にたいして、しています。これは具体的には、ますの井さんがその体制になるわけなんですけど、これは平成6年4月1日から適用しております。但し5年間ということありますからこれは切れています。ただ、これは不均一課税として設けるということで結論を見ていきます。

7番目の納期がまた若干差異がございます。これも地方税法及び市町村税条例を適用して答申していこうということで結論が出ています。それから土地家屋評価方法でありますけど、これも若干差異がございます。三重町については路線価で評価していこうということで、こういうことになっております。その他の町村については、緒方町が一部路線価の評価の仕方ということになっておりますけどそのほかは宅地評価法ということになってますこの文言につきましては用語解説の中で16ページの右の下のほうにこの用語解説を

つけておりますのでご参照いただきたいというふうに思います。それから9番目は同様でございます。

6ページの固定資産の納税通知及び納税方法でございますがこれは個人住民税に同様ということでお願いをしたいと思います。次7ページの軽自動車税の納税についてでございますけど、これも三重町の部分で若干差異がございます。これについても地方税法とその市町村の条例準則ということでそれぞれ納期にしていきたいということあります。それから7番目のナンバープレートの再交付弁償金ところで、お金を取るところ、取ってないということがございますが、これも実は三重町の例によるということで結論をいっています。ナンバープレートの規約ということも若干差異がございますけども合併までに統一するということになっています。

それから臨時運行許可事務の有無及び手数料というところでそれぞれ該当があるとこと該当がないところ、手数料を取っているところと取ってないところ差異がございます。手数料は三重町・大野町・千歳村・犬飼町の例によるということで結論をみております。臨時運行許可については16ページの右下に用語解説につけていますからご参照いただきたいと思います。それと8ページのたばこ税であります、これはもう7町村同様でございます。

それから9ページにつきましては、特別土地保有税のところそれぞれ小さい丸が1から4までございますけども免税店のところが、三重町が5,000㎡未満そして他の町村は10,000㎡未満ということになっています。これについては、都市計画区域を持っているところは、これについては税法のなかで5,000㎡未満となっておりますからそこを適用していくということで、結論をみております。

それから入湯税、都市計画税につきましてはそれぞれ新市においても設けるということでしております。鉱泉税については7町村で差異がないため現行のとおりということにしております。

それから10ページのところでありますが、納期前納付に対する報奨金第1期までに遡ることに最初にまとめて払っていきこうというふうな場合にどれだけ報奨金を出すかということでございますが、それについては標準税率が100分の1.0という数字でございますけれども、現在のところこれはほとんどのところが0.5ということになっています。ただ、大野町が100分の0.7・犬飼町が100分の1.0であります。幹事会の結論は0.5にするということで結論を得ております。納期の時期については第1期に全期前納した場合という三重町それから大野町の例によるということで結論を得ています。あわせてその交付の限度額についてですけれども、これについては三重町の例によるということで得ております。

それから納税組合制度、納税組合助成金の部分でありますけども先ほど結論の中でふれさせていただきましたけども、ひとつは法的な問題、プライバシー保護の問題・更に安全面・高齢化による問題あるいは体制的な問題こういったことを総合的に考えまして、納税組合制度、納税組合助成金については合併時に廃止するというところで幹事会の案としては確認を受けております。口座振替制度については採用するというところであります。申告受付これは申告コーナー

の受付でございますが、合併までに調整する。督促状についても差異がございませんのでこのまま提案をするということでありませう。以上をまとめましたものがA4の資料の1ページに記載を致しております。1番から17番ですけど、大野郡5町2村で差異のある税については次の通り取扱うものとするということで個人町村税の納期については地方税法あるいは条例の準則によるものとする。

2番目法人町村民税の税率については地方税法314条の6により100分の12.3とする。

については三重町の課税標準特例については、新市において不均一課税として設ける。

4番目固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

5番目新市の土地評価の方法については路線価式評価法及びその他宅地評価法とする。

6番目軽自動車税の納期については、地方税法市町村税条例準則に定める納期とする。

それから7番目ナンバープレート再交付弁償金については三重町の例による。

8番目臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。

9番目特別土地保有税の免税店については5,000㎡とする。

10番目入湯税については新市についても設ける。

11番目都市計画税については新市についても設ける。

12番目納期前納付に対する報奨金の交付率は100分の0.5とする。

13番目納付前納付に対する報奨金の対象となる納期については三重町、大野町の例による。

14番目納付前納付に対する報奨金の交付限度額は三重町の例による。

15、納税組合制度納税組合助成金については合併時に廃止する。

16番目納税通知の方法(個人町村民税、固定資産税、軽自動車税)については新市において自治会長の公務として行う。

17番目納税方法については、口座振替制度を採用する。以上をご提案を申し上げます。

芦刈会長

はい、ただいまこれから新規に提案を致します協議第11号地方税の取扱いについてを説明を致しましたが、このただいまの説明の中で質問とかご意見がございますでしょうか。A3の右側に書いてあります幹事会案がまとめたものが、このA4の1ページにあります個の中で協議をいただければありがたいというふうに思っております。何か質問ご意見ございませんでしょうか。はいそれでは新規提案ということですのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは協議第12号一般職の職員の身分の取扱いについて説明をお願いします。

委員

会長

芦刈会長	はい
委 員	開会して1時間 15分くらいたっていますので、できたらこちら辺で休憩をお願いします。
芦刈会長	それでは55分まで休憩します。 (休憩)
芦刈会長	では協議第12号一般職の職員の身分の取扱いについて説明をお願いします。
事務局佐保	<p>それでは引き続いて説明を致します。資料につきましてはA3の資料の17ページから27ページまでを使って行います。まず最初に24ページをお開きをお願いしたいと思います。24ページに一般職の職員の身分の取扱いに関する法令というのを記載させていただいております。次の部分を考えていくうえでは、市町村合併の特例に関する法律が優先をしていくと、先進事例の中では優先をしていく事例だと思われれます。その条項につきましては第9条ということになります、一番上のほうに書いてありますけど、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現のその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」ということで。それから第2項の中で合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。ということに記載を致しております。ここの部分がポイントになるかと思っています。その下につきましては、地方公務員法の条例を記載させていただいております。第3条の2項の中で「一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。」ということに記載をしています。さらに中ほどでありますけど、分限及び懲戒の基準、その下に降任、免職、休暇等ということそれぞれ中身を地方公務員法にかかる分で職員に関する分について記載をしておりますからご一読していただきたいと思っております。</p> <p>それからその下には先進地事例ということに記載致しております。特に、佐伯市あたりをみますと、旧市町村の一般職の職員を全て新市の職員として位置する。新市の職員数は事務組織に合わせた定員適正化計画を合併までに策定すると、あるいは職制については、組織や人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併までに調整し統一をすると、身分については現給を保障し、速やかに給与の適正化を行うと、諸手当についても関係の地方関係団体との均衡を失しないように合併までに統一すると、こういうふうなことが先進事例の中にうたわれているということをまずご報告申し上げておきたいというふうに思います。</p> <p>そこで17ページのほうにかえていただきたいと思っております。ここの部分の協議資料につきましては、職員の給与に関する条例の比較表ということになっております。それぞれ町村の特徴がご</p>

ざいまして、要するに横並びで整備ができておりませんけども、そういう観点からご容赦いただきたいと思います。まず、最初の部分で職員の定数について触れておりますけども、上のほうの部分は省略させていただきたいと思ひまして下のほうに、それぞれ定数の合計、それから実員合計ということで記載をさせていただいております。それぞれ町村ごとに、上が定数、下が実員ということで、合計で定数合計 844 人と、そして実員合計は 791 人ということで、これは本年 4 月 1 日現在の数字でございます。次の 18 ページの資料も同様の趣旨でございます。それから 19 ページのほうについてでありますけども、職員はそれぞれ職というものがございまして、職制がしかれております。これも町村ごとはずいぶん格差がございまして、それぞれ吏員の職として主事あるいは技師ということで、第 2 条の中では吏員の職をうたってはおりません。清川についてはそれぞれ課長以下のそれぞれ 12 番までの部分それぞれ町村ごと同様の節で、職をそれぞれつけているということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから 20 ページのほうをお開きいただきたいと思ひますけども、これについては職員の給与についてでありますけども、これについても給料の大原則ということで、その手当ての部分も含んで記載致しております。それから給料表にまいりますけども、そのことについても三重町は第 3 条清川は 5 条、ということでそれぞれ町村ごとに書いております。

それで 21 ページのほうでありますけども、給与表は 5 町 2 村の場合は国の行政職の 8 級までを使って給料の格付けを行っているわけですが、それぞれの級の職名といいますが、職務の等級ですね、21 ページから作っております。三重町から犬飼町まで 8 級までそういう職の中身のことはこの級によるということでご理解いただきたいということでございます。緒方町につきましては業務内容の関係で医療職の給料表第 1・2・3 表それから医療職第 2 表、さらに次の 22 ページの医療職の給与表第 3 表ということでこの表を使って病院の職員については計算している、ということでございます。

22 ページのほうで一般職の中に含まれますけれども技能労務職もそれぞれ規則、条例の中にも抜粋いただいておりますけれども、これは一般職のと同様のことを書いてあります。22 ページ下のほうには同じようにそれぞれ技能労務職員の級別職務分類表ということで記載をしております。ここは若干開きがございまして、6 級まで使っているところ、あるいは 7 級まで使っているところ、この辺で少し格差がございまして、24 ページを飛ばしまして、25 ページをお開きいただきたいというふうに思ひますが、この部分については、職員数それぞれ先ほどご報告申し上げました実職員数条例定数を局部ごとに記載を致しております。そして、25 ページの下のほうが、それぞれ一般職の中の一般行政職と技能労務職がそれぞれの欄に、しかも何級にいるのか？のそれを現行の人数ですけど記載を致しております。それから 25 ページ右の上のほうでございますけども、毎年 5 月に地方公共団体定員管理調査というのがございまして、いわゆる役職の人数ということ

で載せております。8級で部長級をしてませんから課長以下それぞれ数字が入っております。ただ、ここは一般行政職ということで、税務、看護・保健、福祉、医療職、薬剤師・医療技術職、企業職、技能労務職、教育職は除くということでございます。右の下のほうは医療職の部分のそれぞれ何級を使っているかということに記載しております。清川について、それから清川の国保診療所の先生、それから緒方町については先ほど申し上げた一表から三表の人数合計110人がこの中に入ってくるということになります。

26ページをお開きいただきたいと思います。26ページも同様の方法で参考になりますが、大野広域連合の職員級ごとに一般行政職と技能労務職を載せております。合計31名であります。

それから東部消防組合いわゆる消防職でありますけれども、これも79名おりますけれども、載せております。

参考までに国の職員の定数を100とした場合職種ごとに学歴別あるいは経験年数別にはじいた指標でこれも100に対して自分の町村がいくらかということを示すラスパイレズ指数という数値になりますけれども、11年4月1日から本年4月1日までの分を町村ごとで記載を致しております。

あと財政の決算統計の中で示します経常収支比率のいわゆる全体でなく人件費だけをみたときに一般財源いわゆる自由に使われるお金の中でどれだけ人件費にかかっているかというその比率をそれぞれ10年度から14年度について記載をしております。

それから、平均給与月額ということで14年4月1日、15年4月1日ということで町村ごとにしてあります。15年度の当初予算書の給与費明細書から抜粋致しております。それから右の方になりますが、これは年齢別にそれぞれ、一般行政職、技能労務職が何歳が何名いるかということに記載致しております。大野広域連合、東部消防組合についてもそれぞれ同様の数値をあげてあります。最後27ページにそれぞれ行政職一表、医療職一表、二表、三表の人勸で確定しました数字で、先般議会で可決されました新しい給与の表をつけてあります。以上の説明を基に本日ご提案する一般職の職員の身分の取扱いについては、3点にわたって提示をし、ご提案を致したいと思います。

1点目は「一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一する。

職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市の基準を調整し、統一を図る。級別標準職務分類表については、合併時に新市の基準を調整し、統一する。なお、現職員については、原給を保障し、合併時速やかに給料の格差是正を行うものとする。」以上でございます。

<p>芦刈会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、協議第 12 号一般職の職員の身分の取扱いについて、事務局の方からご説明申し上げましたが何か質問、意見等はございますでしょうか。よろじますか。はい。ありがとうございました。それでは、続きまして、提案事項終わります、その他に移ります。第 6 回大野郡 5 町 2 村合併協議会の日程について説明をします。</p>
<p>事務局長赤嶺</p>	<p>はい、それでは 17 ページをご覧いただきたいと思いますが、次回第 6 回の合併協議会日程を 12 月 25 日午後 1 時 30 分より研修室で行いたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>なお、今後合併協議会の開催は月 2 回くらいのペースで行う予定になります。そして、1 月から会場につきまして、各町村の持ち回りで行うということが町村連絡会で決まっておりますのでご報告申し上げます。1 月からの新しく持ち回る会場につきましては後日関係町村との協議の上、お知らせをしたいというふうに思っております。</p> <p>それから、これは協議会の日程ではありませんが、新市まちづくり委員会を予定しております。日時につきましては、今のところ 1 月 16 日を予定しております。内容につきましては 5 町 2 村の各施設を見学した後、夕方懇親会というふうなかたちでお願いしたいと思います。それから、1 月末に各町村から 3 名派遣をいただきまして、先進地の視察、失礼しました、2 月上旬くらいになるかと思いますが県外視察を予定しております。今後の日程につきましてそういうことで取り組みをしていきたいと思ひます。それから、その他のほうで、先ほど犬飼町の新市のまちづくり委員さんに委嘱状をお渡しいたしましたが、事務局の手違いで、ごあいさつをいただくのを落としておりましたので、大変申し訳ありません。ここでごあいさつをいただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。</p>
<p>犬飼町新市 まちづくり委員 佐藤</p>	<p>ええ、わたくし昨日の犬飼町の新市まちづくり委員会で委員の互選によりまして、委員長に選任されました。5 町 2 村の合併に向けて、一生懸命に努力したいと思います。どうかよろしくお願ひします。</p>
<p>芦刈会長</p>	<p>その他のほうで、日程について事務局から説明を申し上げました。このことについては説明のほうで申し上げたとおりでございますからよろしくお願ひ申し上げます。この際、委員の皆さん方のほうで、何かその他のほうでご意見提言等がございましたら、お受けしたいと思ひますが。</p>
<p>生野（委員）</p>	<p>はい。先般調整申し合わせ事項につきまして、調印をいただきました同問題の 4 であります緒方病院について、合併協議再開後、法定協議会に専門委員会等を設置してというようなことで申し合わせ事項に調印されたわけですが、その委員会をどのような形で設置するのか伺いたしたいと思います。</p>

事務局赤嶺	このことにつきまして、幹事会の方でご提案を調べておりますので、幹事会で協議のうえ、またこの協議会に諮って行きたいというふうに思います。内容についてはまだちょっと詰めができておりませんので、幹事会の方で詰めて行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
生野（委員）	三重町の当初案は直ちにとっておいたのに。なるべく早い機会に。
事務局長赤嶺	はい、わかりました。
芦刈会長	その他のほうでございませんでしょうか。よろしゅうございますか。委員の皆様には長時間にわたりまして継続協議、5つの協議、それから提案事項と致しまして新たに2協議をご提案を致しました。第10号を除きまして、12月25日に開催されますこの本協議会でご決定をいただきますよう心からお願いを申し上げますし、また一月の間に2回の協議会ということで委員の皆様方に大変ご労苦をおかけいたしますが、今後とも合併協議がスムーズに進みますようご協力をお願いいたしますし、ご支援を賜りますようお願いを申しまして、議長の座をおろさせていただきます。どうぞよろしく申し上げ、ありがとうございます。
事務局長赤嶺	はい、ありがとうございます。会議終了後に町村長連絡会を応接室で開催をしたいというふうに思います。町村長さん居残りをお願い致します。それでは閉会のあいさつを緒方町長さん。よろしくお願いいたします。
山中副会長	ええ長時間ご審議をいただき誠にありがとうございました。以上で閉会します。 ありがとうございます。
	午後3時30分 閉会

議事録署名人 清川村議会議長

朝地町新市
まちづくり委員長

書記